富永自主防災会規約

(名　称)

第１条　この会は、富永自主防災会(以下「本会」という)と称する。

(本部の所在地)

第２条　本会の本部は、富永神明社集会所に置く。

(住　　所　名古屋市中川区富永三丁目91番地)

(電話番号　(052)　304－4558)

(目　的)

第３条　本会は、住民の地域協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止及び、軽減を図ることを目的とする。

(事　業)

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及に関すること。

(2)　地震等に対する災害予防に関すること。

(3)　地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出援護・避難誘導・給食給水等の応急対策に関すること。

(4)　防火訓練の実施に関すること。

(5)　その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会　員)

第５条　本会は、富永自治会内の会員を以って構成する。

(役　員)

第６条　本会に次の役員を置く。

役　　員	自治会・各種団体代表者	人数
会　　長	自治会会長兼災害対策委員	1名
副 会 長	自治会副会長兼災害対策委員	1名
班　　長	災害救助地区本部委員・消防団員	5名
副 班 長	各組長・PTA役員・子ども会役員	5名
班　　員	班長・副班長以外の各種団体等代表者	全員
会　　計	自治会会計(正)・保険委員	1名
監 査 役	自治会監査役・民生委員・氏子総代	2名

2.　役員は、自治会役員と各種団体の代表者及び、学区内諸団体の代表者とする。

3.　役員の任期は、特に定めないこととし自治会役員・各種団体の代表者及び、学区内諸団体(現職者)がその任にあたる。

(非常災害時の対応)

第 7 条　災害救助地区本部が設置された場合の対応は次の通りとする。

1. 役員の役割及び、避難所の運営組織は(別紙 1)の通りとする。

(役員の任務)

第 8 条　会長は、本会を代表し、会務を統括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が不在の時又は、事故ある時は、その職務を行う。
3. 班長は、本部の構成員となり会務の運営にあたる。
4. 副班長は、班長を補佐し班長が不在の時又は、事故ある時は、その職務を行う。
5. 班員は、班長・副班長を補佐し班長・副班長が不在の時又は、事故ある時は、その職務を行う。
6. 会計は、本会の会計を掌る。
7. 監査役は、本会の会計を監査する。

(会　議)

第 9 条　本会に、本部会議を置く。

2. 会議は、会長が招集する。

(総　会)

第 10 条　総会は、全役員を以って構成する。

2. 総会は、必要が生じた場合、その都度開催する。
3. 総会は、次の事項を審議する。
   (1) 規約の改正に関すること。
   (2) 防災計画の作成及び、改正に関すること。
   (3) 事業計画に関すること。
   (4) 予算及び、決算に関すること。
   (5) その他、総会がとくに必要と認めたこと。
4. 総会は、その付議事項の一部を本部会議に委任することができる。

(本部会議)

第 11 条　本部会議は、会長・副会長及び班長を以って構成する。

2. 本部会議は、次の事項を審議し実施する。
   (1) 総会に提出す事項。
   (2) 総会により委任されたこと。
   (3) その他、本部会議が特に必要とみとめたこと。

(防災計画)

第 12 条　本会は、地震等による被害の防止及び、軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び、任務分担に関すること。
(2) 防災知識の普及高揚に関すること。
(3) 防災訓練の実施に関すること。
(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護・避難誘導及び、給食給水に関すること。
(5) 学区連絡協議会及び、災害救助地区本部との連絡調整に関すること。
(6) その他必要な事項。

(経　費)

第 13 条　本会の運営に要する経費は、自治会の助成金及び、その他の収入を以ってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条　会計年度は、特に定めないこととする。

(会計監査)

第 15 条　会計監査は、必要に応じ監査するも特に定めないこととする。

2.　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

施 行 日

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

災害非常時の対応について

災害救助地区本部及び設置場所

災害救助地区本部……非常災害に際して、住民の各種の団体と有機的な協力関係を確立し、防災及び救助その他の活動を円滑にする為、地域防災拠点として設置されます。

設置場所は……豊治学区は豊治小学校(原則として特別活動室)に設けられる

(役　員　の　役　割)

災害対策委員の職務(会長・副会長)

☆　災害危険箇所の調査・報告
☆　区域内の具体的避難要領の研究・周知徹底
☆　住民要望等の聴取・報告
☆　その他災害対策事務の補助

災害救助地区本部委員の任務(班長)

☆　避難勧告準備及び避難勧告を自治会内の住民に対し報知徹底させること
☆　害時における広報広聴活動を補助すること
☆　害時における被害状況の調査を補助すること
☆　自治会内の住民に対する救援物資の配布について補助すること
☆　施設の管理運営を補助すること
☆　罹災証明事務について補助すること
☆　その他災害対策本部の救援活動全般について補助すること

避難所が設置された場合の運営について

★　避難所の管理運営組織

代表管理者
(会　長)

総　務　班……役員全員が各班に分かれ担当
施　設　班……　同上
救　護　班……　同上
食　料　班……　同上
物　資　班……　同上

☆　班別については、その都度役員で協議の上班別する

代表管理者の任務(会長)

☆　災害救助地区本部、区災害対策本部から派遣された職員・施設管理者との連絡調整
☆　各班の指揮及び管理

総務班の任務

☆　避難者の把握・避難者リストの作成
☆　情報の収集
☆　情報の提供
☆　地区本部・区本部・施設管理者・各班との連絡調整・各種要請
☆　ボランティアの受け入れ・要請
☆　必要物資の集約
☆　避難所内の警備管理等他班に属さないこと

施設班の任務

☆　避難所のスペースの配分・誘導
☆　施設(建物)の確認
☆　施設(建物)の使用管理
☆　その他施設に関すること

救護班の任務

☆　応急救護所の確保
☆　傷病者の救護・把握及び地区本部等との連絡調整
☆　災害弱者への対応
☆　その他救護に関すること

食料班の任務

☆　飲料水の確保
☆　食料の配分(配送された場合)
☆　その他食料に関すること

物資班の任務

☆　救援物資・調達物資(食料を除く)の配分
☆　その他物資に関すること